

(あて先)浜松市長

提出者 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者氏名
 電話番号

押印は
 不要です。

認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

次に掲げる役員報酬規程等について、特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により提出します。

(2)①~⑥の書き方は「特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載要領を参考にしてください。

R3. 6月の法改正により、(1)については、前年度提出しているものから変更が無い場合は、チェック欄に「変更なし」と記入し、提出の必要はありません。

認定(特例認定)の有効期間 年 月 日～ 年 月 日
 事業年 年 月 日～ 年 月 日

記

	チェック欄
(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 <u>(既に提出されている内容に変更が無い場合は「変更なし」と記入)</u>	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、 資産の譲渡等に関する事項 、 寄附金に関する事項 その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項(削除)	
③②次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生じる取引及び費用の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	
④③寄附者(当該認定(特例認定)特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員との特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定(特例認定)特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	
⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ④役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(イに係る部分を除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
⑥⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
⑦⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日	
(3) 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	

R3. 6月の法改正で提出の必要はなくなりました

R3. 6月の改正で新たに加われました